

(2719)

平成 19 年版 楽学マンション管理士  
【正誤の追加のお知らせ】

平成 19 年 9 月 4 日  
株住宅新報社  
法律・資格図書編集部  
TEL.03-3504-0361

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 323 下 3 行目	～指定は、市町村が行う。	～指定は、 <b>都道府県</b> が行う。

(2719)

平成 19 年版 楽学マンション管理士  
【正誤のお知らせ】

平成 19 年 8 月 30 日  
株住宅新報社  
法律・資格図書編集部  
TEL.03-3504-0361

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 301 下 7 行目の次に 右の文章を挿入	当該宅地・建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し、保証 保険契約の締結その他の措置を講ずるかどうか、およびその措 置を講ずる場合におけるその措置の概要	
P 304 上 3～5 行目を 右のように修正	宅建業者は、その業務に関して、相手方等に対して、宅地・建 物の売買・交換、または貸借契約の締結について勧誘をするに際 し、またはその契約の申込みの撤回・契約の解除・宅建業に関す る取引により生じた債権の行使を妨げるため、以下の事項につい て、故意に事実を告げず、または不実のことを告げる行為をして はなりません（法 47 条 1 項）。 重要事項の説明事項（35 条書面の記載事項） 契約書面（37 条書面）の記載事項 供託所等に関する説明 宅地・建物の所在、規模、形質、現在もしくは将来の利用の 制限、環境、交通等の利便、代金、借賃等の対価の額もしくは 支払方法その他の取引条件または当該宅建業者もしくは取引 の関係者の資力・信用に関する事項であって、相手方等の判断 に重要な影響を及ぼすもの	